

新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対策として設置する公益上必要な臨時の医療施設等について、仮設建築物を建築する場合は建築基準法第85条第2項の「その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」として、また建築物の用途を変更する場合は同法第87条の3第2項の「その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物」として取り扱います。

○上記の建築物として取り扱われるものは、手続きを要せずに建築または用途変更が可能となりますが、工事完了後3か月を超えて存続または使用しようとする場合は特定行政庁の許可が必要となります。

○設置を検討される際は、計画内容などについてできるだけお早めに下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

○本取扱いの適用期間は、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束するまでの当分の間といたします。

<問い合わせ先>

札幌市都市局建築指導部管理課指導係

TEL 011-211-2859